

テープは売れるか

☆今となっではいささか旧聞に属することとなったが、総務庁長官の諮問機関である統計審議会の情報処理部会で「統計データに係る磁気テープ等の対民間提供について」と題する申合せが行われた(昭和62年4月17日)。

従来、刊行物でしか提供されていなかった統計データについて、磁気テープによっても提供する。提供は、原則として関係省庁が所管している統計協会などの外郭団体が行う。提供に当たっては所要の実費を徴収する。提供を受けたデータを編集・加工して第三者に提供するデータベース業者等に対しては、一般のエンドユーザーに対するものより値段を高くしてもよい、というような内容の申合せである。現在、この申合せの趣旨に即して総務庁を初めとして、通商産業省、農林水産省、経済企画庁などが既に提供業務を開始しており、文部省、厚生省、労働省なども今年度中にも提供を開始する予定となっている。

以下にこの申合せに至った、裏の部分も含めた幾つかの経緯を紹介することとする。

☆この問題が話題に上ったのは、直接的には昭和60年10月25日付けの統計審議会答申「統計行政の中・長期構想について」の中で、磁気テープ、マイクロフィルム等情報化社会に即した媒体による統計データの提供を推進する必要がある、との指摘を受けたことに端を発する。しかし、より基本的な背景としてはコンピュータ化が進む中で、統計データが相も変わらずに紙でしか提供されないということで、民間のデータベース業者の団体から、役所にはチャンとした磁気テープがあるのに、我々は紙の報告書をわざわざパンチしてコンピュータに入力するという無駄を強いられている。国民経済的にみても大変なロスではないか、と、こん

な声が潮騒のように押し寄せるようになり、何らかの対応が不可避となったからである。

☆そこで、これをどのように進めていくか、ということで前述の情報処理部会での審議が開始された。しかし、同床異夢という言葉があるが、議論が始まったばかりの頃は、ある者は調査個票データのことを考え、ある者は中間サマリーデータをイメージし、また、ある者は集計結果データの磁気テープによる提供の在り方はどうかというようなことで、会議は踊っていたようである。

筆者が、この問題を引き継ぐことになったのはこの段階以降のことである。

☆まず手掛けたのは、磁気テープによって提供することとする統計データの範囲である。統計データの中には、確かに調査個票ベースのデータもあれば、最終結果を出すための作業手順の一つとして作成されるいわゆる中間サマリーデータもある。

しかし、調査個票データについては、それを利用する側にどれ程の利用価値があるからと言っても、現在の統計調査環境を考えれば、とても出せる代物ではない。

また、中間サマリーデータにしても、地域区分や産業区分が細かなものとなり、報告者の数が1とか2とか3という場合が頻発することになる。そういう場合は、報告者の秘密保護の観点からX表示する慣行となっているため、それこそあちらこちらに穴の空いた虫食い状態のデータとなって、そんなものが使いものになるのかという問題が生ずる。

仮にそれでも提供するということになると、提供の対象としたテープの原本については、一定期間の保管とメンテナンスを行う義務が生ずる。最近では光ディスクなどの新媒體の開発が盛んであ

総務庁統計局統計基準部

統計審査官 浅野一磨

るから幾分かは楽になるのかも知れないが、役所にはとてもそんな余裕はない。

こうすることで、磁気テープで提供することとするのは、当面、刊行物で提供されているものに限定して議論を進めていくのが現実的であると提案した。

☆そこで、各省庁に尋ねた。刊行物で出しているのだから、磁気テープで出してやってもいいではないか、何か問題があるのか、と。すると驚いたことに各省庁からは、いや、我が省では既にこれこれのものについては、民間も含めて提供することになっている。ただ誰も買いに来ないだけだ、と言う。

おかしい。一方で売ってほしいと言い、他方では既に売っている、買いに来ないだけだと言う。☆早速にも代表的なデータベース業者と主だった省庁に集まってもらった。建前的な話を聞いても仕方がないので、夕方、少しばかりのビールを出して、本当のところはどうかと聞いた。するとデータベース業者の方から、『第三者提供が一律的に禁止されているから、それが手枷、足枷となって、我々には手が出せないことになっている。』

第三者提供を禁止する慣行は、本来は、提供したテープをそのままダビングして第三者に転売してもらっては困るからで、データベース業者のようにデータを編集・加工し、付加価値を付けて顧客に提供するような場合は想定されなかった。

しかし、厳密に考えれば、それも第三者提供に該当するということで、禁止の対象となっていた。

しかし、時代は進んだ。そのまま転売するのではない。データベース業者が、それぞれのノウハウを最大限に駆使して編集・加工することによって、統計データの利用がそれだけ促進されるので

あれば大いに結構なことではないか。こういうことで、従来の慣行を改めて、編集・加工を行うデータベース業者に対しても門戸を開いてはどうかと提案した。

☆各省庁からは特段の反対はなかったが、さすがに役人は役人で、それでは不公平ではないかと言う。曰く『データベース業者はそれで商売をするのであるから、一般のユーザーと同じ扱いをするのは問題である。』と。そこでデータベース業者に聞いた。ECやOECD、それにIMFなどでは、第三者提供を行う場合は、4倍とか4.7倍とかの割増の料金を払うことになっている。あなた方はその用意があるのか、と。

すると業者の方は、1社だけは高くなると困るなあ、とブツブツ言っていたが、他の業者は皆『reasonableな額であれば払いましょう。』ということになった。

☆最後に提供体制の問題が残された。データベース業者の団体からは、政府全体の統計データを一括して取り扱う第3セクター方式のセンターを設立する必要があるとの要請が行われていた。

しかし、縄張り意識の強い役人が、自分の作ったデータを自分の管轄外の機関に任すことに同意するであろうか、という情緒的な問題があるほか、第3セクター方式でいくとしても、そうしたものを誰の責任で作るのか、そうしたものができるまでテープの対民間提供を遅らせてもいいのか、広範多岐にわたる各省庁の磁気テープベースのデータを扱うのであるから、相当の経験のある職員を配置する必要があるが、そうすると却って効率の悪い体制になるのではないか、等々の問題が容易に予想されるところであった。

このため、各省庁には、例えば農林統計協会や

通商産業調査会のように現に相当の経験を持った職員のいる外郭団体が置かれているのであるから、殊更に新しい機関を作る必要はないではないか、ということになった。

☆こうして申合せは合意されることとなったが、議論の過程で筆者はある省庁の幹部から聞かれたことがある。そんなことをしてもテープは本当に売れるのかねえ、と。筆者は答えた。今は売れない。しかし、ある時期になると飛躍的に売れるようになる、と。

申合せができた後、この問題の火付け役となったデータベース業団体の役員に会う機会があった。彼曰く『早速に対応していただき大変に有難いことであるが、実はこれからが大変なことである。我々としては、これからテープを買っていく立場にあるが、データベースの中で統計をどうやって使っていくか、その辺りが今一つよく分からないところがある。』というのである。

統計は、それぞれの目的に即して作成されているため、系列の異なる統計と統計とを比較した場合、用いられている概念や定義が微妙に違うため、相互に接続できないという欠陥がある。各種の統計データをデータベース化しても、それ程の成果を上げることができないのは、実はここに原因がある。最近のデータベース理論(4スキーマ概念 Statistical Data Model based on 4 Schima Concept)により指摘されるようになった事柄であるが、データベース化する場合は、データを標準化させる必要があるというのである。専門的にはその基準となるものを統計データモデルと言うのだそうであるが、筆者は、仮にこれを『日本統計規格』と称することとすれば大方の理解が得易いと考えている。いずれにしても今までの統計にはなかった革新的な考え方であり、その整備が図られればテープは飛躍的に売れるようになるものと確信している。

統計グラフコンクール県審査会開催

昭和63年度統計グラフコンクール県審査会が9月13～14日の2日間、土浦市の「サンレイク土浦」において開催されました。

今年は応募点数が11,431点、(応募人員22,643人)、応募学校数は1,188校。このうち今回県の審査を受けたのは442点でした。昨年に比べ応募点数が267点減少したものの

応募人員は1,331人増加しており、今年は合作が多かったようです。



審査の様相

入選作品中、特に優秀と認められる作品については全国コンクールへ出品されますが、今年は昨年より全体的にレベルアップされているとのことであり、期待が持てると思います。

統計用語の基礎知識シリーズ No.1

今日の私達の生活の中で統計の果たす役割は非常に大きくなってきております。直接的にしろ間接的にしろ、また、意識する、しないに拘らず私達は何等かの形で統計を利用し、統計の影響を受けています。

そこで、今回から統計書を利用するに当たって必要な、統計用語の基礎知識について、シリーズで掲載いたします。

ただし、紙面の都合で毎月掲載することは出来ませんので、あらかじめ御承知願います。

調査の型

統計調査には、いろいろな型があり、調査の実施に際しては、その調査の目的・内容・予算等を考慮してどの型を採るかが決定される。また、どの型を採るかにより、調査の仕組みも異なってくる。主な調査の型の特徴等は、次のとおりである。

1. 全数調査

全数調査は、全部調査又は悉皆調査とも呼ばれ、調査対象のすべてを網羅的に調査する方法であって、一般に調査の規模が大きくなり、大量の調査員が必要になる。また、対象を漏れなく把握する関係上、そのための準備調査等も必要になってくる。

全数調査は一般には、国勢調査のように、全国の人口といった誤差のあることが許されない数字が要求される場合や、詳細で正確な結果数字が要求される場合に用いられる。

2. 標本調査

標本調査は、調査対象全体(母集団という。)の中から一部を抽出し、この抽出した部分(標本と

いう。)だけを調査し、その結果から全体についての値を推定しようとする方法である。この一部を抽出する方法として、任意抽出法や有意抽出法などがある。

任意抽出法は、選択者の意志が入らないように全くの偶然に任せて、つまり、くじ引きの原理で、標本を抽出する方法である。この方法によれば、標本誤差を管理することが可能で、標本数を多くするなどして必要な程度にまで誤差を小さくすることができる。最近の大多数の標本調査はこの任意抽出法により行われている。

有意抽出法は、できるだけ代表的な標本を選ぶのに、平均や中位に当たると考えられるものを抽出する方法である。しかし、この方法は、何が代表的であるかその選択基準が主観的になるため、調査結果が母集団を代表しているかどうかの客観的な保証はないことになる。

いずれにしても、標本調査の場合は、標本抽出の元になるリストが完備していることが必要で、調査の仕組みの上でも、標本抽出の作業を組み込まなければならない。

標本調査には、標本誤差がつきものであるが、全数調査に比べ、調査の規模が小さく、経費も少なくて済むという利点を持っている。また、集計に要する時間も少なくて済むから、調査結果が早期に利用できるという長所がある。

3. 調査員調査

調査員調査は、調査対象に、統計調査員が訪問して調査する方法である。調査員調査には、調査票を配布して調査対象に記入してもらう方法(自計申告)と統計調査員が調査対象から聞き取って調査票を作成する方法(他計申告)の二つの方法がある。

高齢者に関する統計

9月15日(木)の「敬老の日」にちなんで、高齢者に関する統計をとりあげてみました。

今回は、本県の高齢者人口の状況及び、昭和61年に実施された「社会生活基本調査」の結果から、高齢者の1日の生活時間・1年間の生活行動についての統計を紹介します。

なお、「高齢者」の定義については明確なものが見当たりませんので、統計で良く使われる「65歳以上の老年人口」として、取り扱うこととします。

1. 高齢者人口の状況

昭和63年9月15日現在の65歳以上人口を推計す

表—1 65歳以上人口(推計) —茨城県—

男・女	63.9.15 現 在 人 口			62.9.15 現 在 人 口			1年間の増加	
	総 数	65歳以上 (a)	割合% (b)	総 数	65歳以上 (c)	割合% (d)	65歳以上	(b-d) ポイント
総 数	2 794 935	308 240	11.0	2 767 593	297 454	10.7	10 786	0.3
男	1 392 830	123 742	8.9	1 379 576	120 107	8.7	3 635	0.2
女	1 402 105	184 498	13.2	1 388 017	177 347	12.8	7 151	0.4

ると、30万8千人で、昨年より、1万1千人増加している。

男女別では、男子が12万4千人、女子が18万4千人で、女子の方が6万人多く、性比(女子100人に対する男子の割合)は、67.1となっている。これは、第2次世界大戦の影響及び、男女の平均寿命の違いによるものと思われる。

高齢化の状況を示す県人口に占める65歳以上人口の割合は昨年より0.3ポイント上昇し、11.0%となり、9人に1人が65歳以上という状況である。(表—1)

2. 高齢者の1日の生活時間及び1年間の生活行動

(1) 高齢者の1日の生活時間

65歳以上の茨城県民について、1日の生活行動を、1次活動(睡眠や食事などの生理的活動)、2次活動(仕事や家事などの義務的活動)及び、3次活動(余暇活動)に区分して、これらの活動への配分時間をみると、1次活動が男子で11時間56分、女子で12時間、2次活動が男子で2時間49分、女子で3時間34分、3次活動が男子で9時間15分、

女子で8時間25分。

男女とも、1日の半分は睡眠や食事の時間になっている。(表—2)

さらに、3区分をより詳細に、主な行動別の1週間の平均時間をみると、男子は睡眠が9時間13分、身の回りの用事が56分、食事が1時間46分、仕事が2時間19分、テレビ・ラジオ・新聞・雑誌が3時間49分、休養・くつろぎが2時間38分、趣味・娯楽が43分。

同様に、女子は、睡眠が9時間3分、仕事が1時間8分、家事・育児が2時間14分、テレビ・ラ

統計インフォメーションNo.13から

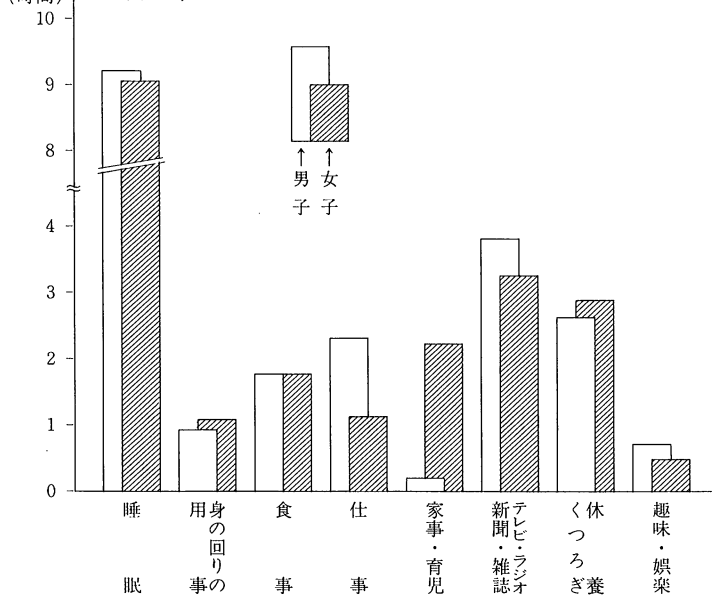
表一 2 行動3区分別平均時間(昭和61年) —茨城県—

(時間・分)

男・女		1次活動		2次活動		3次活動	
		茨城県	全国	茨城県	全国	茨城県	全国
男	総数	10.30	10.20	7.20	7.41	6.09	5.59
	65歳以上	11.56	11.47	2.49	3.16	9.15	8.57
女	総数	10.33	10.30	7.46	7.54	5.41	5.36
	65歳以上	12.00	11.50	3.34	4.09	8.25	8.01

図一 1 65歳以上の主な行動別平均時間(昭和61年)

(時間) —茨城県—



就寝時刻は、午後9時30分～10時で50%が、さらに、午後10時をすぎると70%を超えて就寝する。

高齢者の仕事は、どの時間帯でもその行動者率が低いが、午前8時前後に仕事を開始し、午後5時前後に終了する割合が高い。

高齢者の3次活動の一つである、テレビ・ラジオ・新聞・雑誌の時間帯別行動者率は、1日に3つのピークがある。第1が午前8時前後(行動者率約22%)、第2が午後1時前後(同約28%)、第3が午後8時前後(同43%)で、午後8時前後が1日の時間帯で最も高い。

(図一 2)

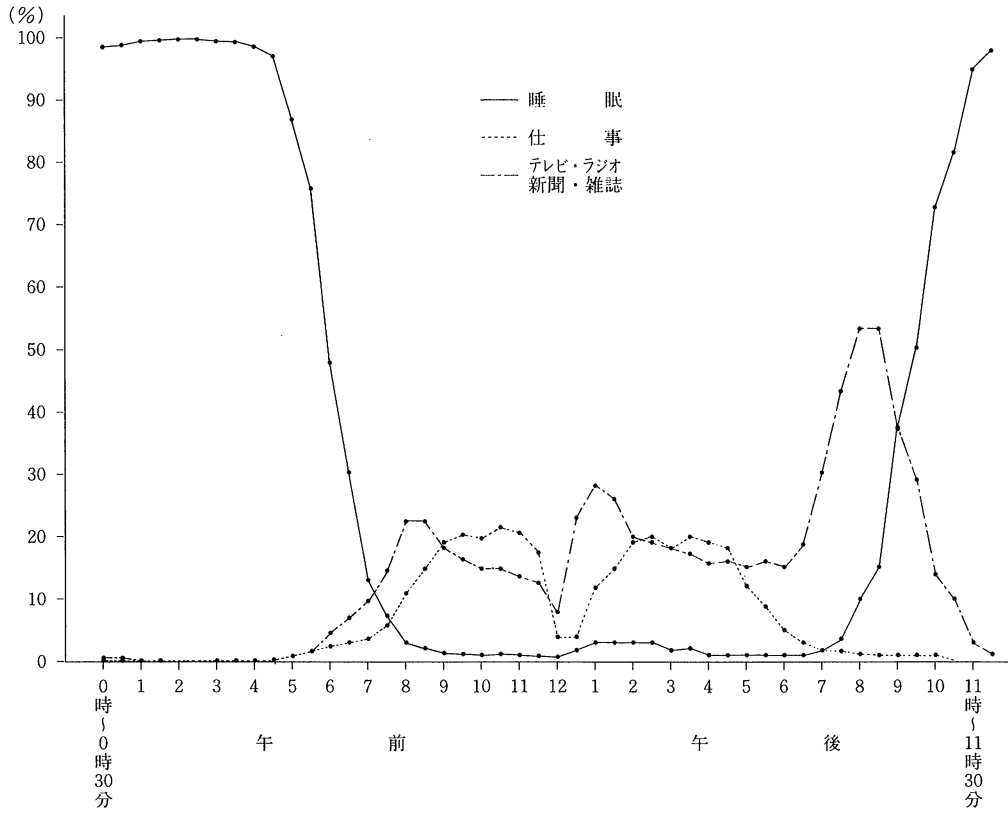
ラジオ・新聞・雑誌が3時間16分、休養・くつろぎが2時間53分、趣味・娯楽が29分。(図一 1)

また、主な種類の時間帯別行動者率をみると、(65歳以上県民の時間帯別行動者率の結果は未公表のため、全国平均のみでみることにする。)睡眠は、午前5時30分～6時の時間帯で70%以上が睡眠しているが、午前6時になると半数以上が起床する。

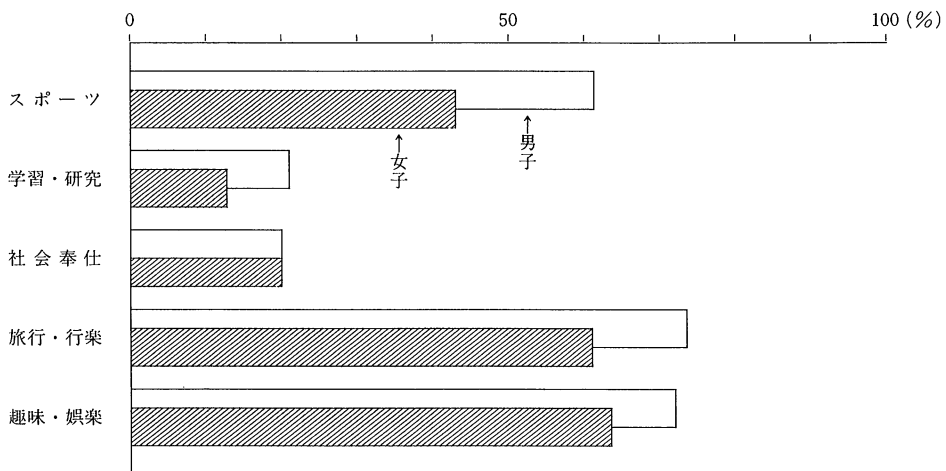
(2) 高齢者の1年間の生活行動

65歳以上の茨城県民について、「スポーツ」、「学習・研究」、「社会奉仕」、「旅行・行楽」、「趣味・娯楽」の行動の状況を1年間の行動者率で見ると、スポーツで、男子が61.2%、女子が43.0%、旅行・行楽で、男子が73.5%、女子が60.9%、趣味・娯楽で、男子が72.0%、女子が63.5%。(図一 3)

図一 2 65歳以上の睡眠等の時間帯別行動者率(平日) —全国—



図一 3 65歳以上の行動5区分別年間の行動者率(昭和61年) —茨城県—



さらに、上記行動を詳細にみると、65歳以上の茨城県民が1年間に良く、行う活動は園芸・庭いじり(男子55.2%、女子34.9%)、職場・地域の団体旅行(男子43.1%、女子28.7%)などである。

また、男女別についてみると、ほとんどの行動項目で男子の行動者率が女子のそれを上回っており、男子の方が女子より行動的であることを示している。(表-3)

表-3 65歳以上の主な行動別年間の行動者率(昭和61年) —茨城県— (%)

男・女	野球ソフトボール	ゲートボール	ゴルフ 1)	水泳 2)	ボウリング	外国語	商業事務 3)	家政家事	芸術文化
男									
総数	62.0	3.4	22.9	25.7	27.6	4.9	8.2	0.2	5.1
65歳以上	2.1	17.6	2.2	1.9	1.9	1.7	2.5	0.4	3.8
女									
総数	3.7	3.3	2.9	16.3	17.2	3.8	2.4	8.5	7.0
65歳以上	0.3	13.8	—	0.7	—	—	—	2.2	5.0

[注] 1)練習場を含む。 2)海水浴を除く。 3)ビジネス関係を含む。

(%)

男・女	家族旅行 1)	団体旅行 1) 2)	友人知人との旅行 1)	海外旅行	スポーツ観覧 3)	映画観賞 3)	音楽観賞 3)	料理菓子作り	園庭いじり	読書 4)
男										
総数	27.8	50.9	28.1	5.9	26.8	26.1	42.6	6.6	37.5	38.1
65歳以上	23.9	43.1	21.9	4.2	8.7	2.1	14.6	0.9	55.2	24.5
女										
総数	31.7	29.3	25.8	3.1	12.8	26.4	41.9	42.5	34.2	40.9
65歳以上	19.6	28.7	19.0	1.9	2.5	2.3	17.0	15.2	34.9	17.4

[注] 1)国内旅行。 2)職場・地域による。 3)テレビ等は除く。 4)趣味としての読書。

[参考1] 「年代別生まれの人口(1)」

表-4 明治・大正・昭和生まれの人口(推計) —茨城県— (昭和63年7月1日現在)

男・女	総数	明治生まれ		大正生まれ		昭和生まれ	
		人数	割合 %	人数	割合 %	人数	割合 %
総数	2 788 694	90 459	3.2	313 537	11.2	2 384 459	85.5
男	1 389 808	34 125	2.5	134 850	9.7	1 220 683	87.8
女	1 398 886	56 334	4.0	178 687	12.8	1 163 776	83.2

[注] 総数に分類不能を含む。

〔参考2〕 「年代別生まれの人口(2)」

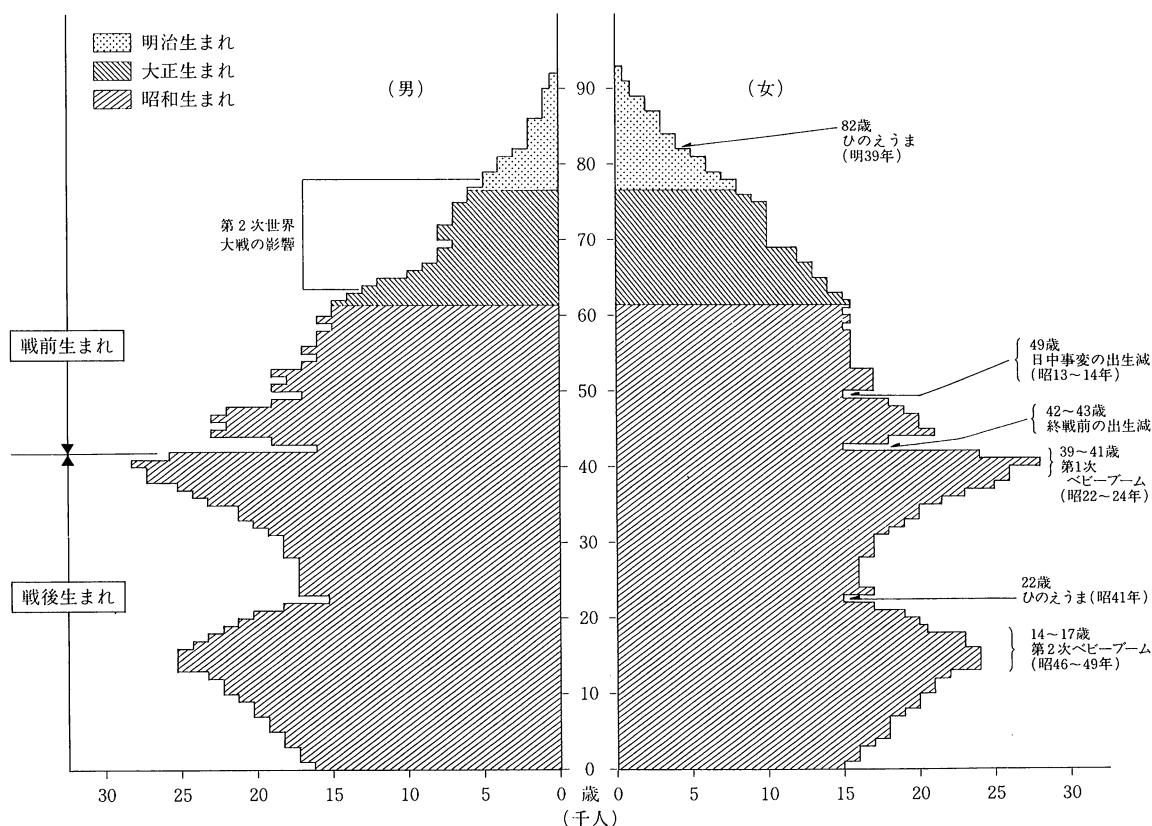
表一五 戦前・戦後生まれの人口(推計) —茨城県— (昭和63年7月1日現在)

男・女	総数	戦前生まれ		戦後生まれ	
		人数	割合%	人数	割合%
総数	2 788 694	1 083 667	38.9	1 704 788	61.1
男	1 389 808	518 126	37.3	871 532	62.7
女	1 398 886	565 541	40.4	833 256	59.6

〔注〕 1)総数に分類不能を含む。
2)戦前は昭和20年8月14日以前，戦後は8月15日以降とする。

〔参考3〕 「人口ピラミッド」

図一四 人口ピラミッド —茨城県— (昭和63年7月1日現在)



10月1日、住宅統計調査を実施

統計インフォメーションNo.14から

10月1日を期して、全国一斉に住宅統計調査が実施されます。

住宅統計調査は、我が国の住宅の現状と推移など、住宅事情を明らかにすることを目的に昭和23年から5年ごとに行なわれているもので、規模が大きく、調査内容が多岐にわたっており、「国勢調査」と性格を一にすることがあり、「住宅の国勢調査」ともいわれています。

所得水準の上昇や、円高の進行で、日本人の生活水準は向上し、衣と食あるいは文化活動は世界の一流水準といわれておりますが、居住水準は欧米先進諸国に比べ依然として低いといわれています。この機会に住宅のあり方に関心をもつていただき、住宅統計調査報告等を活用いただければ幸いです。

今回の調査では、茨城県で約7万5千世帯、8万住戸(全国で、約370万世帯、400万住戸)が対象となり、県下全市町村において、約2千人(全国で約9万人)の調査員が調査に従事します。

58年の結果から、茨城県の住宅事情をみると、建て方別では一戸建、木造の割合が高く、共同住宅や長屋建の割合が低い。

また、規模は全国水準をやや上回っており特に、敷地面積は全国第1位である。

一方、設備及び住宅環境をみると、職住が接近していること、日照時間が長いこと、などめぐまれている反面、水洗便所の普及率が低いことや最寄りの駅まで1km未満の住宅数の少ないことは、交通手段が自家用車などにたよらなければならないことを示しているなどのマイナス面も見られる。

(図参照)

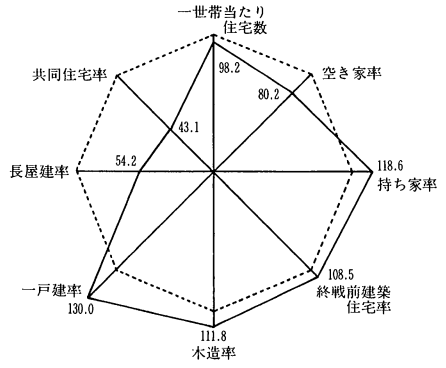
特記すべき点は、53年から58年の住宅の増加率は、15.0%で千葉県15.4%に次いで全国第2位

であり、本県は、大都市周辺ということで今後住宅数の増加をうかがわせている。

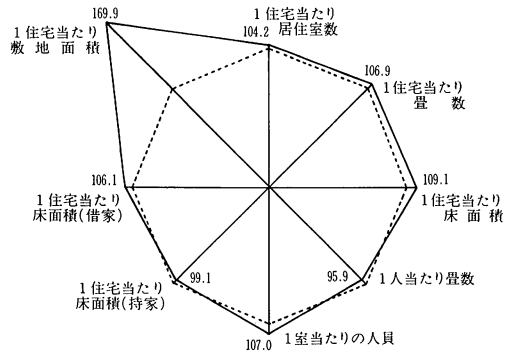
(統計課・人口労働グループ)

図 全国を100として比較した茨城の住宅状況 (昭和58年)

住宅の種類及び建て方



住宅の規模及び敷地面積



設備及び住宅環境

